**平成２３年（フ）第３号**
京都府福知山市字安井526番地
債務者　岡本　成経
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２３年（フ）第２７号**
群馬県太田市小舞木町334番地
債務者　吉川　将司
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第１２９号**
神奈川県平塚市代官町20番６号　代官町ハウゼック303号
債務者　伊藤　一郎
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３１号**
新潟県北蒲原郡聖籠町次第浜1948番地　サンハウス１号室
債務者　松木　直子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第１０号**
新潟県上越市国府３丁目７番14号　加賀コート202号、前住所新潟県上越市頸城区中増田955番地
債務者　大竹　修一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第１１号**
新潟県上越市藤新田２丁目４番16号
債務者　松永　スエ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第３６号**
岐阜県大垣市楽田町３丁目25番地１　カーサはなみずき203
債務者　吉本　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３８号**
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ611号
債務者　福原　暁男
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３９号**
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ611号
債務者　福原　道子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２２年（フ）第５４６号**
愛知県一宮市西萩原字上沼53番地７
債務者　山内　亜希
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第８１号**
愛知県犬山市大字橋爪字止々馬木17番地５　フォーブル中村203
債務者　山下　高佳
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１３７号**
兵庫県小野市高山町1834番地の43
債務者　原口　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第３４号**
和歌山県岩出市南大池41番地の５　Ｉ―202号
債務者　芝﨑　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第３５号**
和歌山県岩出市南大池41番地の５　Ｉ―202号
債務者　芝﨑　有紀
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第４９号**
和歌山県有田郡広川町大字広393番地
債務者　谷口　洋子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５９号**
和歌山県橋本市高野口町名倉221番地の３
債務者　下坂　明義
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第７０号**
和歌山県橋本市高野口町大野433番地の９
債務者　大紀産業ことリサイクルショップ大紀こと　大上　賀也
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係